

令和8年度 井高野第三保育園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人井高野福祉会
所 在 地	大阪市東淀川区井高野3丁目1番58号
電 話 番 号	06 - 6349 - 3417
代 表 者 氏 名	理事長 村上 圭子

2 利用施設

施 設 の 種 類	保育所
施 設 の 名 称	井高野第三保育園
施 設 の 所 在 地	大阪市東淀川区井高野3丁目1番58号
連 絡 先	電話番号 06 - 6349 - 3458 FAX 06 - 6340 - 0008
管 理 者	園長 佐城 理奈子
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
認 可 定 員	0歳児 10人 1歳児 20人 2歳児 25人 3歳児 40人 4歳児 60人 5歳児 60人
利 用 定 員	満3歳以上の児童 53人 満1歳以上満3歳未満の児童 31人 満1歳未満の児童 6人
開 設 年 月 日	51年10月1日
事 業 所 番 号	2710051003400
ホームページアドレス	https://itakanoen.or.jp

3 施設の目的・運営方針

井高野第三保育園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。

- (3) 「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷 地		1,351.42 m ²
園舎	構造	鉄筋コンクリート造 2階建のうち1階、2階
	延べ面積	869.21 m ²
園 庭		904.53 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
ほふく室	1 室	あんず組(満0歳児)
乳児室	1 室	もみじ組(満1歳児)
保育室	4 室	いちよう組(満2歳児クラス)、すぎ組(満3歳児クラス)、 かえで組(満4歳児クラス)、ひのき組(満5歳児クラス)
遊戯室	1 室	
調理室	1 室	
調乳室	1 室	
トイレ	3 室	乳児トイレ1 幼児トイレ2

5 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成29年3月31日厚労告117）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

- (1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供
下記8に記載する時間において、保育を提供します
- (2) 地域交流活動
地域子どもたちを保育所行事などに招待して一緒に遊んだりします。
- (3) 子育て相談事業
子育ての悩みなど電話で受け付けています。

6 職員の職種、員数及び職務の内容（栄養士については別掲） 4月1日現在

職種	職務内容	員数	常勤	非常勤	備考
園長	園務をつかさどり、所属職員を監督	1	1		
副園長	園長を助け、園務をつかさどる				
主任保育士	園長を助け、命を受けて園務の一部を整理、園児の保育をつかさどる	1	1		
保育士	保育に従事し、計画、立案、実施	13	11	2	
調理員	給食、おやつを調理する	3	3		

当

園では、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年

3月30日大阪市条例第49号。以下「条例」という。）の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、下記の職種の職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

職 種	勤務体系
園長	正規の勤務時間帯（7：30～18：30）のうち、7時間45分
副園長	正規の勤務時間帯（7：30～18：30）のうち、7時間45分
主任保育士	正規の勤務時間帯（7：30～18：30）のうち、7時間45分
保育士	正規の勤務時間帯（7：30～18：30）のうち、7時間45分
栄養士	正規の勤務時間帯（8：00～17：00）のうち、7時間45分
調理員	正規の勤務時間帯（8：00～17：00）のうち、7時間45分

※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、下記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

7 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日は休園となります。

（変更になる場合もあります）

8 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時30分から18時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、下記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、18時30分までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付させている方の場合、
8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります
(実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間
を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します。)

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、
7時30分から8時30分まで又は16時30分から18時30分までの範囲内で、時間外保育
を提供いたします。

(短時間認定の場合、その認定時間以外の保育は延長保育対応となります)

9 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況及び栄養士の配置状況

(1) 食事の提供方法 自園調理

(2) 食事の提供を行う日 保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	10:10分頃	11:20時頃	15時頃	
1歳児	10:15分頃	11:30時頃	15時頃	
2歳児	10:15分頃	11:30時頃	15時頃	
3歳児		11:40分頃	15時頃	
4歳児		11:40分頃	15時頃	
5歳児		11:40分頃	15時頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

(3) アレルギー対応状況

除去食及び代替食に対応

食物アレルギーに対応マニュアル有

(4) 栄養士配置状況

職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園児の栄養指導及び管理	1	1		

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご連絡ください。

10 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担(保育料)

(2) 支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(3) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。

お支払方法については、別途お知らせします。

1 1 特別支援保育の取組状況

地域社会の中で、障がいのあるこどもとないこどもが共に育ち合うことを基本的な考え方として特別支援保育を行っています。

1 2 利用の開始に関する事項

区保健福祉センターの利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が本重要説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

1 3 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- (1) 園児が小学校に就学したとき
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

1 4 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科、小児科

医療機関の名称	かわせ小児科
医院長名又は医師名	河瀬 昌司
所在地	大阪市東淀川区井高野 2－5－8
電話番号	06－6829－2777

(2) 歯科

医療機関の名称	多田歯科
医院長名又は医師名	多田俊彦
所在地	大阪市東淀川区井高野 1－34－19
電話番号	06－6340－6315

1 5 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

1 6 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常警報装置 有 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月 1 回実施します。

1 7 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児へ虐待への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

(1) 虐待防止マニュアルの作成、運用

1 8 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	・窓口担当者 園長 副園長 ・ご利用時間 9 : 00 ~ 17 : 00 ・電話番号 06 - 6349 - 3458 F A X 06 - 6340 - 0008 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。
第三者委員	坂本日出男 三品 時男

1 9 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	日本スポーツ振興センター（災害共済給付） 大阪市私立保育連盟（園児・職員事故対策共済） 大阪府社会福祉協議会（保育施設賠償責任補償）
保険の内容	賠償、災害、事故に対する医療費等の給付

2 0 園児の利用状況（毎年度 5 月 1 日現在）

	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
0 歳児	3 人	4 人	5 人
1 歳児	1 1 人	1 2 人	1 3 人
2 歳児	1 7 人	1 7 人	1 6 人
3 歳児	1 3 人	1 8 人	1 7 人
4 歳児	1 4 人	1 2 人	1 5 人
5 歳児	2 3 人	1 4 人	1 3 人

2 1 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項目	受審、実施状況	受審、実施結果
第三者評価受審状況	未実施（検討中）	
自己評価の実施状況	毎年度実施	特に問題なし

2 2 子ども・子育て支援法第 39 条第 3 項、第 5 項の規定により公表・公示された旨
なし

2 3 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、 政治活動、及び営利活動はご遠慮ください。

別表

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
給食費	3・4・5 歳児 主食費	月額 2200 円
	副食費	月額 4800 円
上乗せ徴収（同意書有）	3・4・5 歳児 体操教室	月額 820 円
	4・5 歳児 英語教室	月額 820 円
	4・5 歳児 硬筆教室	月額 730 円
冬制服、体操服		別紙に記載
教材費		別紙に記載
遠足参加費	4・5 歳児 （観光バス、入場料）	1700～1900 円/回(令和 7 年度)
卒園アルバム代	5 歳児	月額 800 円
写真代(希望者のみ)	(行事、日常を業者が撮影・販売)	小 110 円 大 550 円
夏制服、体操服		一式 8840 円

2 時間外保育に係る利用者負担

1 分～10 分超 200 円

11 分～20 分超 400 円

21 分～30 分超 600 円

以降 10 分ごとに 200 円加算いたします。

※ 当園は、上記費用の支払を受けた場合は、領収印を押印いたします。